厚生・産業常任委員会　【資料３－１】
令和３年(2021年)10月４日
商工観光労働部モノづくり振興課

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の実施状況について

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例(平成28年３月23日滋賀県条例第12号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、令和２年度の施策の実施状況をまとめました。

１　取組の経緯

平成28年３月　「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」施行
平成29年３月　「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本な指針」策定（平成29年度～令和３年度の５年間)
平成29年４月　基本指針に基づく施策の取組を開始

２　基本指針の体系

■基本目標

○県民の近江の地場産業および近江の地場産品についての理解が進み、生活の中で日常的に地場産品を購入・使用している。
○全国や海外へのＰＲが進み、一部の地場産品については継続的な取引が行われるとともに、「近江の地場産品」として消費者の認知度が向上している。
○県内外の人々が地場産業等の生産の現場に触れる機会が増え、新たに地場産業等に携わりたいと希望する人が増加している。

■施策の体系

(1) 近江の地場産品の需要拡大のための、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等
(2) 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化のための、経営改善および合理化、資金の供給の円滑化等
(3) 新商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進
(4) 担い手となる人材の確保・育成、資質向上に対する支援、優れた技術等の継承の推進等
(5) 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるための普及啓発、多様な学習機会の提供等
(6) 近江の地場産業および近江の地場産品に関する実態についての定期的な調査および分析

3　目標の達成状況（令和２年度）

施策の内容	数値目標設定事業数（同一の「施策の内容」内で再掲は除く）	数値目標達成度別事業数（比率）			
		100%以上	75～100%未満	50～75%未満	50%未満
（１）需要拡大のための新商品開発支援、情報提供、販路開拓促進等	28	19（67.8%）	5（17.9%）	3（10.7%）	1（3.6%）
（２）経営基盤強化のための経営改善、合理化、資金供給の円滑化	4	4（100.0%）	0（０%）	0（０%）	0（０%）
（３）新商品開発等に係る調査研究、多様な分野での事業展開の促進	8	5（62.5%）	0（０%）	2（25%）	1（12.5%）
（４）担い手人材の確保・育成、技術継承の推進等	7	5（71.4%）	1（14.3%）	1（14.3%）	0（０%）
（５）普及啓発、多様な学習機会の提供等	7	4（57.1%）	2（28.6%）	0（０%）	1（14.3%）
（６）実態についての定期的な調査・分析	1	1（100.0%）	0（０%）	0（０%）	0（０%）
合計	56	38（67.8%）	9（16.1%）	6（10.7%）	3（5.4%）
（参考）令和元年度	60	41（68.3%）	18（30.0%）	1（1.7%）	0（0%）

４．今後の予定

令和３年11月頃　施策の実施状況を県ホームページにより公表

3月頃　次期基本指針（令和４年～）の策定